注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。
教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第 29―11 号

電気計器の型式について、平成30年１月19日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 30 年１月 19 日

日本電気計器検定所
理事長　大谷　　進

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第4284―1号	普通電力量計	Ａ５ＥＡ－ＲＮ２	大崎電気工業株式会社	交流単相２線式	100、200、240	30	50、60
第4286―1号	普通電力量計	Ａ５ＥＡ－ＲＮ２		交流単相２線式	100、200、240	120	
第4288―1号	普通電力量計	Ａ５ＥＡ－ＲＮ２		交流単相２線式	100、110、200、240	5	
第4205―1号	普通電力量計	Ａ６ＥＡ－ＲＮ２		交流単相３線式	100	60	
第4207―1号	普通電力量計	Ａ６ＥＡ－ＲＮ２		交流単相３線式	100	120	
第4209―1号	普通電力量計	Ａ６ＥＡ－ＲＮ２		交流単相３線式	100	5	
第4211―1号	普通電力量計	Ａ７ＥＡ－ＲＮ２		交流三相３線式	100、200	60	
第4213―1号	普通電力量計	Ａ７ＥＡ－ＲＮ２		交流三相３線式	100、200	120	
第4215―1号	普通電力量計	Ａ７ＥＡ－ＲＮ２		交流三相３線式	100、110、200	5	

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　井門　忠士
　登録番号　14119
　事 務 所　大阪府大阪市北区天満３－３－７
　　リーガル天満橋1202
　　井門忠士法律事務所
3　処分の内容　業務停止３月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成30年１月15日

平成 30 年１月 19 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成29年７月10日に告知した同会所属弁護士内山成樹会員（登録番号17126）に対する懲戒処分（業務停止１年）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年１月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を９月間停止する旨裁決し、この裁決は平成30年１月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 30 年１月 19 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

神奈川県弁護士会が平成29年９月７日に告知した同会所属弁護士林敏夫会員（登録番号38420）に対する懲戒処分（業務停止１年６月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成29年12月12日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成30年１月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 30 年１月 19 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定20歳代から40歳代の男性、身長約169センチメートル、丸顔、中肉、発見時、バックルに星型が刻印された深緑色のベルト着用

上記の者は、平成29年12月24日の午前10時55分頃、山形県酒田市浜中字上村先浜中海水浴場トイレ棟北西方約100メートル先砂浜において発見されたもので、死亡より10日から２か月前後経過していると推定されています。

遺体は火葬に付し、遺骨は仮安置しています。心当たりのある方は、当市福祉課まで申し出てください。

平成 30 年２月５日

山形県　　酒田市長　丸山　　至

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳、身長170センチメートルくらい

上記の者は、平成29年６月23日午後７時45分頃東砂５丁目10番15号中村方で発見されました。死亡日は平成29年３月30日頃と推定されます。

遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

平成 30 年２月５日

東京都　　江東区長　山崎　孝明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～70歳くらい、男性

上記の者は、平成29年10月20日午前10時30分頃亀戸８丁目22番亀戸中央公園トイレ内で発見されました。死亡日は、平成29年10月19日頃と推定されます。

遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

平成 30 年２月５日

東京都　　江東区長　山崎　孝明